

【内閣法制局】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
内閣法制局	第二部	③	第二部は、重要課題を多く抱える府省等を所掌しているところ、法案の国会提出時期は、恒常的に極めて繁忙であり、法令審査体制の充実強化のため、複層的チェック要員として専門職(参事官付)を配置していたが、①法令審査支援システムの活用促進、②総務主任による複層的チェックの実施、③法制執務指導体制の見直し(法制執務経験豊富な再任用職員による他の参事官付に対する法案チェックのポイントや特に誤りやすい事項についての助言・指導の実施等)を行うことにより、各参事官付の法案チェック能力の水準の向上を図り、効率的・効果的な法令審査の実施体制を構築する。
内閣法制局	長官総務室会計課	③	長官総務室会計課用度係においては、物件費に係る支出負担行為、物品の管理、運輸、営繕等に関することを所掌としている。効率的・効果的な業務の実施体制の構築という観点から、①用度係全般の業務について定型的な業務マニュアルを作成し、これにより、無駄な業務を洗い出し、年間の業務フローや各種手続を視覚化する、②また、電子決裁による決裁手続の簡素化・迅速化を図る等により、効率的な業務実施体制を構築する。